

刑罰の目的と存在理由について

井田 良（中央大学）

死刑制度をめぐる重要なテーマ

- ①**国際動向**はどうか。海外の国が死刑についてどう考えているか、そして日本の死刑制度をどう見ているか。われわれはその中でどう考え、外国に向けてどう発信していくか
 - ✓死刑廃止国における死刑の代替刑
 - ✓死刑廃止国における被害者保護・援助
- ②**死刑制度の現状とその運用**はどうか。特に確定後、執行に至るまでの手続について正確な情報に基づき検討する必要がある
- ③**被害者および被害者遺族の被害感情**と死刑制度の関係
- ④死刑をめぐる**法的論点**→（1）憲法論・人権論としての死刑制度、（2）刑法論ないし刑罰論としての死刑存廃論、（3）刑事訴訟法論としての裁判の誤りの可能性と死刑制度

「刑罰の目的と存在理由」をテーマとして取り上げる理由

- 死刑は刑罰の一種。そこで、**刑罰の目的と存在理由についての基本的考え方は、死刑をめぐる議論の前提ないし基盤**となっている。そこにおいてある程度の合意がないとすれば、死刑をめぐる議論しても、お互いの主張はかみ合わず、すれ違いに終わらざるをえないと考えられる
- 他方、ヨーロッパの国のほとんどは死刑制度を廃止しているが、その理論的基盤を見ると、そこに**共通した刑罰イメージがもたれている**ように思われる。それはどのようなものであるか？

3

いわゆる応報刑論について

- 日本の実務においても、学説においても、また一般世論においても支配的なのは**応報刑論**→犯罪という「害」に見合った刑罰という「害」を反動として加えることが刑罰を科すこと
 - ✓犯罪という害があるのに、その犯人に対し何の害も与えられずにいるとすれば、それは耐えがたい不正義→**罪刑の均衡**を求め、それが実現されないときに不正義だと感じる、われわれ誰もがもつ共通感覚を基盤とする
- 現代の死刑存置論の背後には、死刑制度についての態度決定のいかんにかかわらず**我々の多くが共通にもっている素朴な感覚に立脚した応報刑論**という基本的考え方がある。そして、その考え方は、死刑制度の問題に限らず、特に平成期に入ってから日本の刑事司法のあり方を大きく規定してきた、きわめて影響力の大きな思想であった

4

「実害対応型の応報刑論」の問題点

- 刑が、被害者とその遺族の立場に思いを致すか、それとも犯人の側に思いを致すかという、**およそ調停不可能な二項対立**の中で決められることになってしまう→刑事裁判を不毛な「ゼロサムゲーム」の場とし、責任主義等の人権保障原則を敵対的な障害物と見なすことにつながる
- 被害感情が直接に重罰化の主張につなげられるとき、法・社会にとり望ましくない事態をもたらす→**法律家と、被害者および一般市民との間に対立を生じさせ、それを深め、相互理解を阻害**する
- 処罰に当たり、被害感情の充足が第一義的な意義をもつこととなり、犯罪の背景や社会的原因などは度外視され、刑罰が行為者の将来においてもつ効果など重要でないということになりかねない

5

もう一つの応報刑論

- 犯罪が生じさせる「害」とは、刑法規範（人を殺してはならない、他人の物を盗んではならない等）の効力を動揺させるという「（不可視的な）害」のこと→刑法は、規範に従って意思決定できる能力（責任能力）をもつ人に規範を向け、その違反に対し制裁を科すことにより、その行動を制御し、犯罪を防止するために存在する→責任を肯定できることは、刑罰が効果をもちうる大前提（責任は敵対物ではない）
- 犯罪の害に刑罰という害をもって対応しようとする応報刑論ではあるが、規範保護による秩序維持という社会システム全体の中に刑法を位置づける→**規範保護型の応報刑論**
- 刑法が保護しようとするものは、直接的には**刑法規範の効力という公益**であり、刑罰制度は、公共の利益（規範の効力の維持）のために個人の重要法益を剥奪するもの。それは**公益のために私益を犠牲にする制度**

6

まとめ

- われわれが応報刑論に立脚するとしても「実害対応型の応報刑論」は**決して唯一のものではなく**、むしろ国際的にはそれに対し、大きな疑問符が付されていること
- 「実害対応型の応報刑論」を当然の共通理解として前提に置くことはできないとすれば、被害感情の考慮から、ただちに死刑存置の結論を導くこともできないこと。したがって、死刑制度の基礎づけのためには被害感情以外の根拠を持ち出さない限り、国際的に通用する議論にはならないこと
- ヨーロッパの国々が死刑を廃止していることは、**公益のために、いいかえれば社会の必要性のために個人を毀滅すること**が今の国家観・憲法観に合致しないことを理由とするものであること